

丹後沿岸海岸保全基本計画技術検討会設置要領（案）

（目的）

第1条 丹後沿岸海岸保全基本計画を変更するにあたり、気候変動の影響を踏まえた計画外力等について、専門的見地から広く助言等を得るため、丹後沿岸海岸保全基本計画技術検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 検討会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、選任された日から2年とし、再任することができる。
- 3 検討会には、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 知事は、必要に応じて検討会を招集する。
- 5 委員長は、議事を運営する。
- 6 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（委員の責務）

第3条 委員は、公正かつ公平に意見を述べなければならない。

- 2 委員は次の事に関し意見を述べるものとする。
 - (1) 気候変動を踏まえた計画外力の検討に関すること
 - (2) その他、海岸保全施設毎の防護水準等の設定に必要な事項に関すること

（委員以外の者の出席）

第4条 知事は、検討会において、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その者の意見を聴くことができる。

（公開）

第5条 検討会は、原則として公開とする。ただし、検討会を公開することにより公正かつ円滑な運営に著しい支障が生じると認められるときその他知事が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

（その他）

第6条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年1月16日から施行する。

この要領は、令和7年3月 日から施行する。

別表

(敬称略、50 音順)

所属	氏名	備考
国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部 保全課 海岸室 海洋開発企画官	あだち 足立 ふみはる 文 玄	
大阪大学 大学院工学研究科 教授	あらき 荒木 すすむ 進 歩	
国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所 沿岸水工研究領域 津波高潮研究グループ 主任研究官	いわもと 岩本 たくむ 匠 夢	
国土交通省 港湾局 海岸・防災課 海岸・防災企画調整官	こやま 小山 まさと 真 人	新任
京都大学防災研究所 准教授	しむら 志村 ともや 智 也	
国土交通省 国土技術政策総合研究所 主任研究官	はまぐち 濱口 こうへい 耕 平	新任
京都大学 名誉教授	ま せ 間瀬 はじめ 肇	委員長